

令和6年度

金城ふ頭駅前イベント広場
に係る土地の一時貸付
(一般競争入札方式)

入札案内書

入札参加申込受付期間：令和6年4月1日(月)から

令和6年4月12日(金)まで

入札日時：令和6年5月17日(金)午後2時

入札場所：名古屋市役所西庁舎3階名港開発振興課会議室

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部名港開発振興課

目次

◇ 入札のあらまし	P1
◇ 入札説明書	P2～10
第1 貸付物件	P2
第2 貸付期間	P2
第3 貸付料	P2
第4 貸付条件	P2～4
第5 入札参加者の資格	P5～6
第6 入札参加申込	P6～7
第7 質問の受付	P7
第8 入札日時等	P7～8
第9 入札保証金	P8
第10 入札	P8～9
第11 開札	P9
第12 契約の締結	P9
第13 契約保証金	P9
第14 先着順貸付	P9～10
◇ 物件説明書	P11～18
◇ 公有財産一時使用契約書（ひな形）	P19～24
◇ 入札参加申込書	P25～26
◇ 法人役員等に関する調書	P27～28
◇ 入札書	P29
◇ 委任状	P30～31
◇ 質問書	P32
◇ 市役所位置図	P33

入札のあらまし

金城ふ頭は、国際展示場、名古屋金城ふ頭アリーナ、リニア・鉄道館、レゴランド・ジャパン・リゾート、メイカーズピアといった施設が集積する、広域から多くの人を訪れる交流拠点です。

また、令和8年度に開催される第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会（以下「競技大会」といいます。）では、金城ふ頭において、スポーツクライミング、スカッシュ、バスケットボール3x3の3競技が実施される予定です。

金城ふ頭駅前イベント広場に係る土地の一時貸付は、競技大会の機運醸成及びこれを契機とした金城ふ頭のにぎわい創出のために、これに資するイベントを企画及び運営する事業者に対し、あおなみ線金城ふ頭駅前の土地を一定期間お貸しするものです。

一般競争入札により、最低貸付料月額以上の最も高い金額の入札をした方を落札者とします。

入札のあらましは、次のとおりです。

入札参加申込（6～7ページ参照）

受付期間：令和6年4月1日（月）から令和6年4月12日（金）まで 午前9時から午後5時まで

申込方法：必要書類を持参又は簡易書留の方法により提出してください。

※簡易書留の場合は、受付期間最終日午後5時必着

提出先：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所西庁舎4階

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部名港開発振興課

入札（8～9ページ参照）

入札日時：令和6年5月17日（金）午後2時

入札会場：名古屋市役所西庁舎3階名港開発振興課会議室

※入札保証金の納付が必要な方は、入札保証金を納付したうえで、入札会場へお越しください。

契約の締結（9ページ参照）

契約締結期限：令和6年5月27日（月）

※契約保証金の納付が必要な方は、契約の締結までに、契約保証金を納付してください。

運営

令和6年10月1日（火）までにイベントの運営を開始してください。

入札説明書

入札案内書をよく読み、必ず現地を確認したうえで、入札に参加してください。
提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 貸付物件

1 貸付物件は次のとおりです。

種別	所在地番	地目	地積	備考
土地	港区金城ふ頭三丁目2番1の一部	宅地	2,000㎡	詳細は物件説明書のとおり

- 2 貸付物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査等はありません。
3 現地説明は行いません。

第2 貸付期間

- 1 貸付期間は、令和6年9月1日から令和7年3月31日までです。これは、イベントの運営に必要な施設等の設置及び撤去並びに貸付物件の原状回復の期間を含むものです。
2 契約の更新は、イベントの実施状況を踏まえて本市が必要と認める場合を除き、行いません。

第3 貸付料

- 1 貸付料は、入札により決定した金額に消費税及び地方消費税を加えた金額となります。
2 貸付期間に1か月未満の期間が生じた場合は、その月の貸付料の金額は、1か月を30日として日割計算により算出します。
3 貸付料の変更は、本市が必要と認める場合を除き、行いません。

第4 貸付条件

- 1 この貸付は、イベントを企画及び運営する事業者（以下「イベント事業者」といいます。）に対し、本市が名古屋港管理組合から借り受けた土地を貸し付けるものです。
2 イベント事業者は、貸付物件をイベントの運営のために使用してください。これ以外の用途に使用することは、禁止します。
3 イベント事業者は、令和6年10月1日までに、貸付物件をイベントの運営のために使用してください。やむを得ない事情により期日の変更を必要とする場合は、事前に、詳細な理由を付した書面を本市に提出し、承認を得てください。
4 イベント事業者は、原則として、1か月に4日以上イベントを実施してください。また、悪天候等によりイベントを実施できない場合は、順延等によりイベントの実施の回数を確保するよう努めてください。
5 イベント事業者は、休日だけでなく平日もイベントを実施するよう努めてください。
6 イベントの企画及び運営に要する費用は、イベント事業者が自ら負担してください。
7 イベントの運営に必要な施設等の設置及び撤去並びに貸付物件の原状回復に要する費用は、イベント事業者が自ら負担してください。
8 貸付物件の維持管理に要する費用は、イベント事業者が負担してください。
9 イベント事業者は、法令を遵守してイベントの運営に必要な手続を行ってください。また、それに要する費用は、イベント事業者が自ら負担してください。

- 10 イベント事業者は、イベントの運営を開始する前に、次の各号に掲げる事項を記載した事業計画書を本市に提出し、承認を得てください。また、記載した内容を変更する場合も同様にしてください。
 - (1) 実施方針
 - (2) 実施計画（内容、参加者数、参加費、スケジュール 等）
 - (3) 施設配置計画
 - (4) 維持管理計画
 - (5) 安全対策
 - (6) 緊急時の連絡体制
- 11 イベント事業者は、スポーツのイベントを中心とした実施計画を作成してください。また、バスケットボール3x3、スケートボード、BMXフリースタイルをはじめとしたアーバンスポーツのイベントを組み込むよう努めてください。
- 12 イベント事業者は、一般の市民が、障害の有無にかかわらず参加できるイベントを企画及び運営してください。
- 13 イベント事業者は、イベントの名称に、原則として、「アジア・アジアパラ競技大会開催記念」等の文言を付してください。
- 14 イベント事業者は、イベントの広告に、原則として、競技大会の案内を掲載してください。
- 15 イベント事業者は、本市、愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会及び金城ふ頭まちづくり協議会が金城ふ頭において競技大会の機運醸成のためのイベントを実施する場合は、これと連携して相乗効果が得られるよう努めてください。
- 16 イベント事業者は、イベントの参加者から参加費を徴収し、自己の収入とすることができます。
- 17 イベント事業者は、イベントの出展者から出展料を徴収し、自己の収入とすることができます。
- 18 イベント事業者は、本市と協議のうえ、イベントの運営の一環として、イベントを運営するために設置した施設を客に使用させ、客から使用料を徴収することができます。
- 19 イベント事業者は、本市と協議のうえ、イベントの運営の一環として、店舗を設置し、客に飲食物等を提供することができます。
- 20 イベント事業者は、リニア・鉄道館に隣接する「モノづくり文化交流広場」にある公衆便所をイベントの参加者に使用させることができます。この広場の供用月日及び供用時間は、次のとおりです。

供用月日：1月2日から12月27日まで。ただし、毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日）を除く。

供用時間：午前9時から午後6時まで。
- 21 イベント事業者は、イベントの参加者に対し、あおなみ線での来場を勧めてください。
- 22 貸付物件にイベントの参加者が利用する駐車場を設置することは、禁止します。イベント事業者は、自動車で来場するイベントの参加者に対し、市営金城ふ頭駐車場を案内してください。また、一般道から来場する場合は、汐止町交差点を西進して潮風線を走行するよう案内してください。
- 23 金城ふ頭駅前広場からの車両の乗入れは、禁止します。
- 24 イベント事業者は、イベントの運営に起因して、金城ふ頭駅前広場及び臨港道路の交通に支障を来さないようにしてください。
- 25 イベント事業者は、球技のイベントを運営する場合は、貸付物件の外に球が出ないよ

う囲障を設置してください。

- 26 イベント事業者は、悪臭、騒音、粉塵、振動、土壌汚染などによって、近隣に迷惑をかけ、又は近隣に損害を及ぼさないようにしてください。
- 27 イベント事業者は、イベントの内容を、予め、貸付物件の近隣及び名古屋港管理組合に説明してください。
- 28 イベント事業者は、現地にイベントに関する問合せ先の電話番号等を表示してください。また、イベントに関する苦情があった場合は、自己の責任において誠意をもって対応し、その内容を本市に報告してください。
- 29 イベント事業者は、イベントの運営に伴い事故及び紛争が発生した場合は、速やかに、本市に報告してください。なお、本市は、本市の責めによることが明らかな場合を除き、イベントの運営に伴い発生した事故及び紛争について、一切の責任を負いません。
- 30 イベント事業者は、各イベントの参加者数等の実績を、原則として、翌月10日までに本市に報告してください。本市は、イベント事業者と協議のうえ、その情報を第三者に開示することができるものとします。
- 31 イベント事業者は、貸付物件の原状を変更するときは、事前に、本市の承認を得てください。
- 32 イベント事業者は、貸付物件に建物その他の工作物を設置するときは、事前に、本市及び名古屋港管理組合と協議してください。
- 33 イベントの運営に必要な電気、ガス、水等は、イベント事業者が確保してください。また、イベント事業者は、電気、ガス、水道等の引込みが必要な場合は、各供給事業者と協議してください。
- 34 イベント事業者は、貸付物件に屋外広告物を設置する場合は、次の各号に掲げる基準に則ってください。
 - (1) 表示面積は、一表示面あたり10㎡以下とする。
 - (2) 高さは、4m以下とする。
 - (3) 案内板の脚部は、基礎コンクリートを用いるなど適切な方法で地盤に定着させる。
 - (4) 赤色ネオンサイン、点滅する電気照明、回転灯は、使用しない。
 - (5) 名古屋市屋外広告物条例（昭和36年条例第17号）第6条の2に定める禁止広告物でない。
 - (6) 表示の内容は、住宅都市局広告掲載基準（平成20年4月1日施行）において広告媒体に掲載しないと定めるもの及びイベントに関係のないものを含まない。
- 35 イベント事業者は、貸付期間が満了するとき又は契約が終了するときは、速やかに、貸付物件に附属させたものを撤去し、原状に回復してください。ただし、本市が原状回復の必要がないと認める場合は、この限りではありません。また、貸付物件を原状に回復したときは、直ちに、本市の検査を受けてください。
- 36 イベント事業者は、適宜、設置した施設等を点検し、適切に管理してください。
- 37 イベント事業者は、適宜、貸付物件及びその周辺を清掃するとともに、敷地内のごみを収集して適正に処分してください。
- 38 貸付物件を転貸することは、禁止します。また、貸付物件に関する権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供することは、禁止します。
- 39 貸付物件に建物その他の工作物を設置した場合、それに関する権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供することは、禁止します。
- 40 本市は、随時、貸付物件の使用状況を実地に調査することができるものとします。イベント事業者は、これに協力してください。

第5 入札参加者の資格

- 1 この入札に参加を希望する方は、次の要件を満たす必要があります。
 - (1) 名古屋市内に本店、支店又は営業所がある方
 - (2) 「催事等の企画・運営」の業種で本市の競争入札参加資格の登録がある方
 - (3) 地方自治法第238条の3に規定する者に該当しない方
 - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない方
 - (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でない方
 - (6) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の措置を受けていない方
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でない方
 - (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でない方
 - (9) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等であって、当該組合員が本公告に係る入札に参加しようとする者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合であって、特別の理由があり相当と認める場合を除く。）でない方
 - (10) 入札公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けていない方
 - (11) 入札公告の日から過去3年以内に、国又は地方公共団体が所有する土地においてイベントを運営した実績を有する方
 - (12) 入札公告の日から過去3年以内に、本市の所有地の一時貸付の入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかったことのない方
- 2 暴力団関係事業者の排除について

本市は、契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察と「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」を締結しており、公有財産の売払い・貸付の契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、愛知県警察に照会しています。この入札に参加を希望する方（法人の場合は、法人の役員等全員）は、氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提出してください。情報の提出に同意いただけない方は、入札に参加することができません。

名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）

平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第6 入札参加申込

受付期間	令和6年4月1日(月)から令和6年4月12日(金)まで（ただし、土曜日、日曜日を除きます。） 午前9時から午後5時まで
申込方法	(1) 下記「必要書類等」に記載の書類を持参又は簡易書留の方法により提出してください。提出先は、次のとおりです。 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所西庁舎4階 名古屋市住宅都市局まちづくり企画部名港開発振興課 (2) 封筒の表に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。
必要書類等	(1) 入札参加申込書（25ページ～26ページ参照） (2) <個人の場合> ・住民票の写し 1通 発行後1か月以内のもの。（令和6年3月1日以降に発行されたもの。） <法人の場合> ・現在事項全部証明書 1通 発行後1か月以内のもの。（令和6年3月1日以降に発行されたもの。） ・法人役員等に関する調書（27ページ～28ページ参照） (3) 入札公告の日から過去3年以内に、国又は地方公共団体が所有する土

	地においてイベントを運営した実績のわかるもの。 (4) 返信用封筒（簡易書留の切手を貼ったもの。資格審査の結果の通知に使用します。）
注意事項	(1) 電話での申込みはできません。 (2) 受付期間内に到着しなかったもの、必要書類が揃っていないものは、受け付けません。 (3) 提出された書類は、返却しません。
資格審査	申込受付後、入札参加資格について審査し、適格と認めた方（以下「入札参加者」といいます。）に、令和6年5月10日（金）までに次の書類を郵送します。 (1) 入札書 (2) 入札参加書 (3) 入札保証金の納付書（入札保証金の納付が必要な方のみ。） (4) 入札保証金還付請求書（入札保証金の納付が必要な方のみ。） (5) 委任状 万一、上記書類が届かなかった場合は、裏表紙記載の問い合わせ先に連絡してください。

第7 質問の受付

- 1 入札説明書等の内容についての質問を受け付けます。質問がある方は、「質問書」（32ページ参照）を電子メールにより提出してください。
- 2 質問書の提出の期限は、令和6年4月12日（金）午後5時です。電子メールを送信した際は、電話にて着信の確認をしてください。
名古屋市住宅都市局まちづくり企画部名港開発振興課 担当：富樫、山田
提出先電子メールアドレス：a3974@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp
電話番号：052-972-2777
- 3 質問に対する回答は、質問者に電子メールで回答するとともに、名古屋市公式ウェブサイトに掲載します。仕様の補足等を掲載することがありますので、入札の前に名古屋市公式ウェブサイトを確認してください。

第8 入札日時等

入札日時	令和6年5月17日（金）午後2時
入札会場	名古屋市役所西庁舎3階名港開発振興課会議室
必要書類等	(1) 入札書 (2) 入札参加書 (3) 入札保証金の領収書の写し（入札保証金の納付が必要な方のみ。） (4) 入札保証金還付請求書（入札保証金の納付が必要な方のみ。） (5) 委任状（代理人によって入札する方のみ。）
注意事項	(1) 入札時刻までに入札会場にお越しただけない場合は、入札に参加できません。 (2) 入札会場へは、入札参加者又はその代理人（以下「入札者」といいます。）でなければ入場できません。

- | | |
|--|--|
| | <p>(3) 使用する印鑑が本市に登録されたものと一致する入札書を持参した方は、入札参加者本人とみなしますので、委任状の提出は不要です。</p> <p>(4) 落札者には、入札終了後、契約手続等について説明しますので、時間に余裕をもってお越してください。</p> <p>(5) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。</p> |
|--|--|

第9 入札保証金

- 1 金融機関にて、本市が予めお送りする納付書により入札保証金を納付したうえで、入札会場にお越してください。ただし、入札参加者のうち、契約を締結しないおそれがないと認められる方は、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第5条の規定により、入札保証金の納付を免除することがあります。入札保証金の納付の要否のお知らせは、入札のご案内と併せて郵送します。
- 2 入札保証金は、130,200円です。
- 3 入札保証金は、落札者以外の方には落札者の決定後に還付し、落札者には契約締結後に還付します。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、本市に帰属します。
- 4 入札保証金は、落札者からの申し出により契約保証金の一部に充てることができます。
- 5 還付する入札保証金には、利子を付けません。

第10 入札

- 1 入札には所定の入札書（29ページ参照）を使用します。
- 2 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して、明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- 3 金額は訂正できません。金額以外の誤字又は脱字を加除訂正した場合は、その箇所に押印してください。
- 4 金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 金額は、貸付料の月額を記入してください。また、取引に係る消費税及び地方消費税相当額（10%）を含む金額の110分の100に相当するものを記入してください。
- 6 最低貸付料月額は、372,000円（税抜）です。
- 7 入札者は、投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 8 代理人は、複数の入札参加者の代理をすることはできません。
- 9 前各項に違反する入札及び次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札書の書換え、引換え又は撤回による入札
 - (2) 入札参加資格のない方のした入札
 - (3) 入札保証金の納付が必要な方で入札保証金を納付していない方及び指定する金額に満たない入札保証金を納付した方のした入札
 - (4) 記名押印のない入札
 - (5) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (6) 記入事項を判読できない入札
 - (7) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (8) 同一の名をもってした2通以上の入札（代理人によるものを含みます。）
 - (9) 委任状を提出していない代理人のした入札
 - (10) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (11) 最低貸付料月額に満たない金額を記載した入札

(12)その他入札の条件に違反した入札

第11 開札

- 1 開札は、入札の終了後、直ちに、入札者の面前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない本市職員が立ち会います。
- 2 開札の結果、最低貸付料月額以上の最も高い金額の入札をした方を落札者とし、入札会場内で次順位者と併せて発表します。
- 3 最も高い金額の入札者が複数あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務に関係のない本市職員が代行します。
- 4 開札の結果は、後日、落札金額及び落札者の氏名又は名称を名古屋市公式ウェブサイトに掲載して公表します。

第12 契約の締結

- 1 落札者には、入札終了後、契約手続等について説明します。
- 2 落札者は、公有財産一時使用契約書（ひな形）（19ページ～24ページ参照）により契約を締結していただきます。
- 3 契約日等の決定後、速やかに、貸付決定通知書、契約書、納入通知書等の契約関係書類を送付します。
- 4 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- 5 契約は落札者名義で行います。
- 6 契約締結期限は、令和6年5月27日(月)です。契約を締結しないときは、落札者の決定を取り消します。

第13 契約保証金

- 1 契約の締結までに、金融機関にて、本市が発行する納付書により契約保証金を納付してください。ただし、名古屋市契約規則第31条の規定により、契約保証金の納付を免除することがあります。
- 2 契約保証金は、貸付料の総額の100分の10に相当する額です。
- 3 契約保証金は、貸付物件の返還後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は、本市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 還付する契約保証金には、利子を付けません。

第14 先着順貸付

- 1 入札参加申込のない場合、入札のない場合及び落札のない場合は、先着順にて受け付け、貸し付けます。入札参加申込受付終了後又は入札終了後、その旨を名古屋市公式ウェブサイト公表します。
- 2 貸付期間の開始日は、令和6年9月1日以降となります。
- 3 先着順貸付により契約する場合は、契約の更新は行いません。

受付期間	令和6年5月27日(月)から令和6年6月7日(金)まで（ただし、土曜日、日曜日を除きます。） 午前9時から午後5時まで
------	--

受付方法	<p>下記「必要書類等」に記載の書類を持参の方法により提出してください。 提出先は、次のとおりです。</p> <p>〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所西庁舎4階 名古屋市住宅都市局まちづくり企画部名港開発振興課</p>
必要書類等	<p>(1) 公有財産借受申込書 受付期間中、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。</p> <p>(2) <個人の場合> ・住民票の写し 1通 発行後1か月以内のもの。(令和6年4月27日以降に発行されたもの。)</p> <p><法人の場合> ・現在事項全部証明書 1通 発行後1か月以内のもの。(令和6年4月27日以降に発行されたもの。)</p> <p>・法人役員等に関する調書(27ページ~28ページ参照)</p> <p>(3) 入札公告の日から過去3年以内に、国又は地方公共団体が所有する土地においてイベントを運営した実績のわかるもの。</p>
注意事項	<p>(1) 同時に、複数の方の申込みがあったときは、抽選とします。</p> <p>(2) 先着順のため、申込みのときに契約済のことがありますので、ご了承ください。</p> <p>(3) 契約の結果は、後日、契約金額及び契約者の氏名又は名称を名古屋市公式ウェブサイトに掲載して公表します。</p>

金城ふ頭駅前イベント広場
に係る土地の一時貸付

物 件 説 明 書

入札までに、必ず現地をご確認ください。

貸付物件

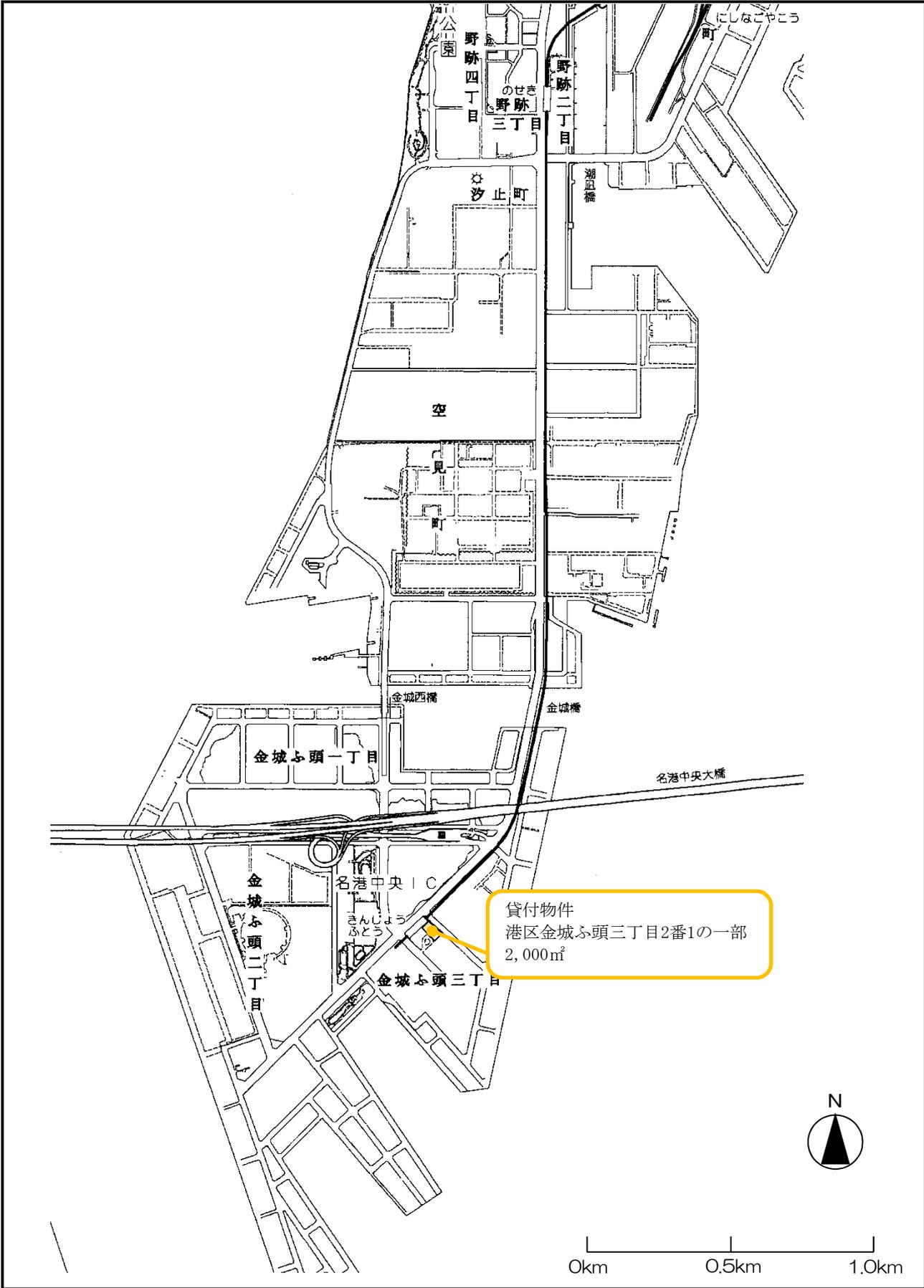
種別	所在地番	地目	地積
土地	港区金城ふ頭三丁目2番1の一部	宅地	2,000㎡

項目	指定等
区域区分	市街化区域
地域地区	商業地域、防火地域、臨港地区（商港区）、緑化地域
地区計画	金城ふ頭地区計画
容積率	400%
建ぺい率	80%
その他の規制	臨海部防災区域（第1種区域）
交通	鉄道 あおなみ線金城ふ頭駅からすぐ バス 無 駐車場 名古屋市営金城ふ頭駐車場から約320m
接面道路	北東側 臨港道路金城6号線（位置指定道路 平成16年9月15日第3号） 幅員20m 南西側 金城ふ頭駅前広場
電気	無 臨港道路金城6号線の歩道に電柱
ガス	無
上水道	臨港道路金城6号線の反対側歩道に水道本管
下水道	排水区域外
浄化槽	無

特記事項

- ・本市は、貸付物件において、金城ふ頭駅前事業用地整備工事を実施しており、工事が完了した後に、貸付物件をイベント事業者に引き渡します。工期は、令和6年7月31日までです。工事の内容は、別添の計画平面図、断面図及び舗装平面図を参照してください。
- ・入札説明書及び公有財産一時使用契約書（ひな形）に定める「原状」とは、貸付物件を引き渡したときの状態のことをいいます。
- ・南東側の隣接地は、中日本高速道路株式会社が、伊勢湾岸自動車道の耐震補強工事に伴う輸出用自動車駐車場の移転用地として使用しています。

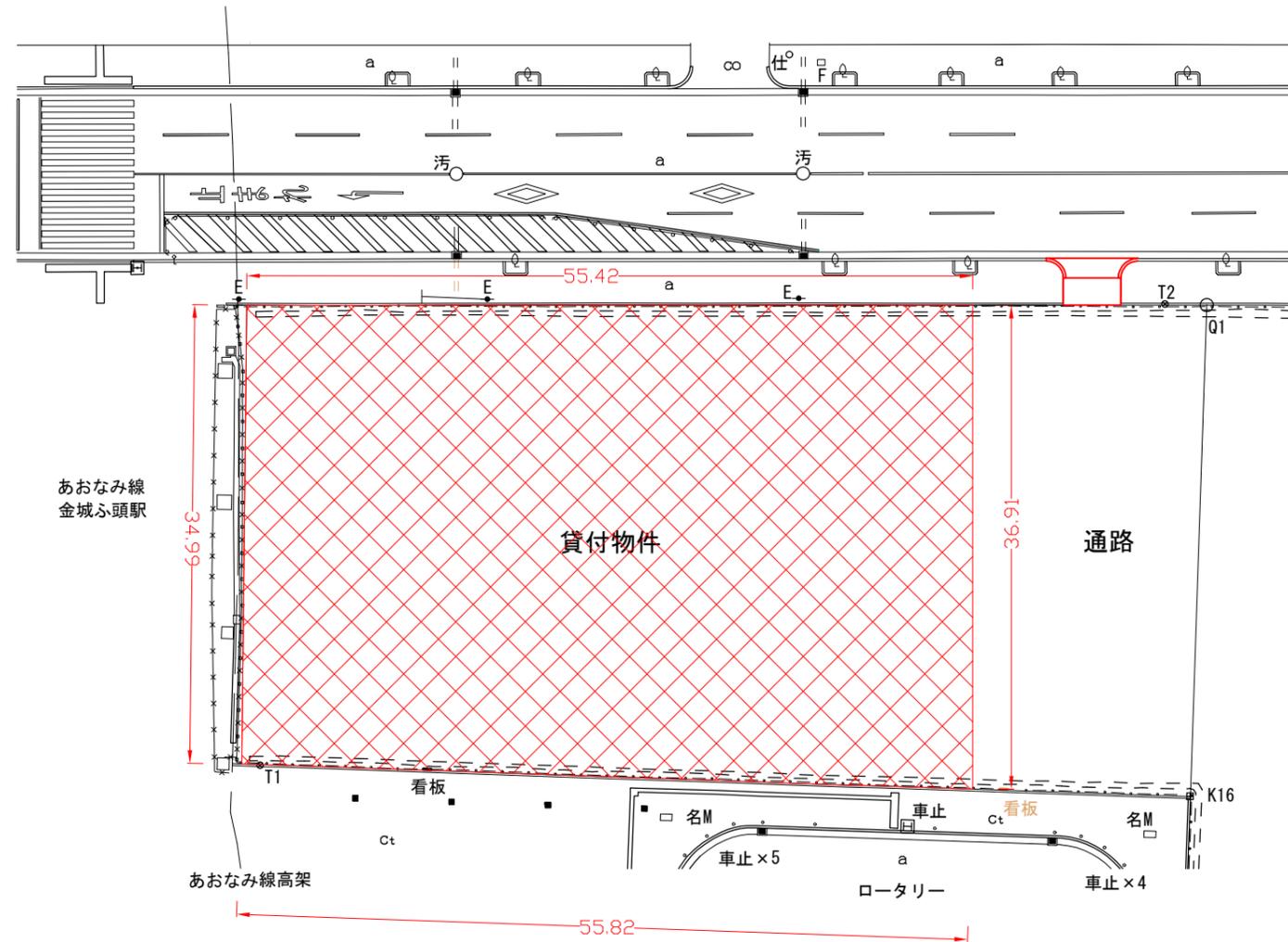
貸付物件位置図



貸付物件範囲図

縮尺 1 : 500

リニア・鉄道館



貸付物件面積

凡例	名称	面積
	貸付物件	2000.00m ²

基準点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	標高
T1	-105459.131	-28939.648	5.664
T2	-105481.211	-28865.348	5.461

実測境界杭座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
K16	-105509.751	-28889.820
K19	-105551.123	-28931.913
K18	-105556.095	-28931.984
Q1	-105483.472	-28863.082

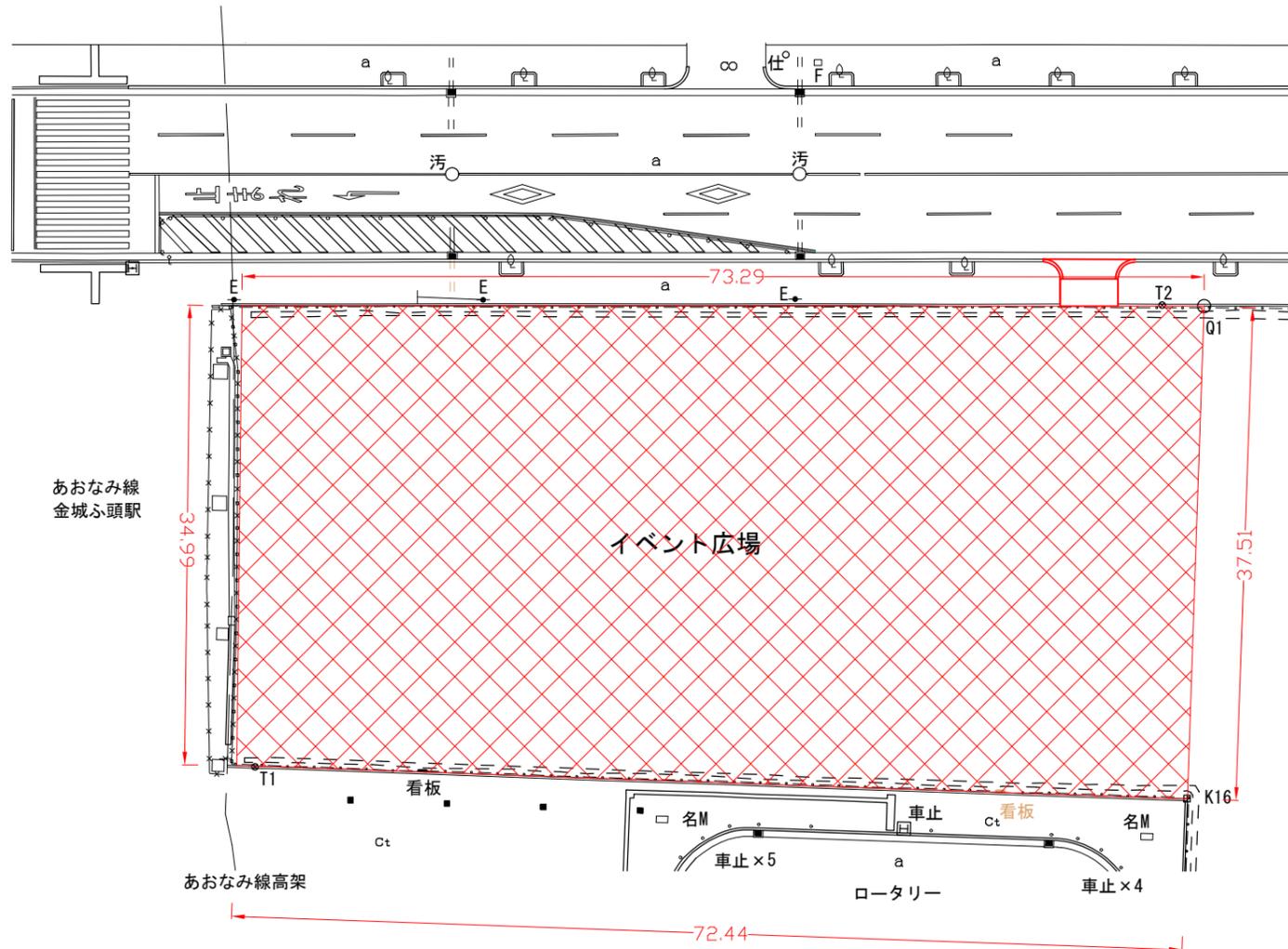
名M=名古屋港管理組合マンホール

凡例	測量種等	境界種等	行政区等	建築種別等	道路施設	建物	公共施設	法面	構面	樹生	その他
△	国	+	市	Ac	U	電	公	法	法	竹	河
□	道	△	区	a	U	電	公	法	法	竹	河
○	主	△	市	cc	U	電	公	法	法	竹	河
◎	多	△	市	Ct	U	電	公	法	法	竹	河
⊙	角	△	市	B	U	電	公	法	法	竹	河
⊚	角	△	市	Re	U	電	公	法	法	竹	河
⊛	角	△	市	Sg	U	電	公	法	法	竹	河
⊜	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊝	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊞	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊠	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊡	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊣	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊥	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊦	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊧	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊨	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊩	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊪	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊫	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊬	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊭	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊮	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊯	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊰	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊱	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊲	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊳	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊴	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊵	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊶	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊷	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊸	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊹	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊺	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊻	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊼	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊽	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊾	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊿	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊠	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊡	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊣	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊥	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊦	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊧	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊨	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊩	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊪	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊫	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊬	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊭	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊮	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊯	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊰	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊱	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊲	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊳	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊴	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊵	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊶	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊷	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊸	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊹	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊺	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊻	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊼	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊽	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊾	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊿	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊠	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊡	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊣	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊥	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊦	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊧	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊨	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊩	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊪	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊫	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊬	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊭	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊮	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊯	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊰	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊱	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊲	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊳	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊴	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊵	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊶	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊷	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊸	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊹	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊺	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊻	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊼	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊽	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊾	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊿	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊠	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊡	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊣	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊥	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊦	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊧	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊨	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊩	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊪	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊫	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊬	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊭	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊮	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊯	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊰	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊱	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊲	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊳	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊴	角	△	市	Gt	U	電	公	法	法	竹	河
⊵	角	△	市	Gt	U						

イベント広場範囲図

縮尺 1 : 500

リニア・鉄道館



イベント広場範囲面積

凡例	名称	面積
▨	イベント広場	2641.53m ²

基準点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	標高
T1	-105459.131	-28939.648	5.664
T2	-105481.211	-28865.348	5.461

実測境界杭座標一覧表

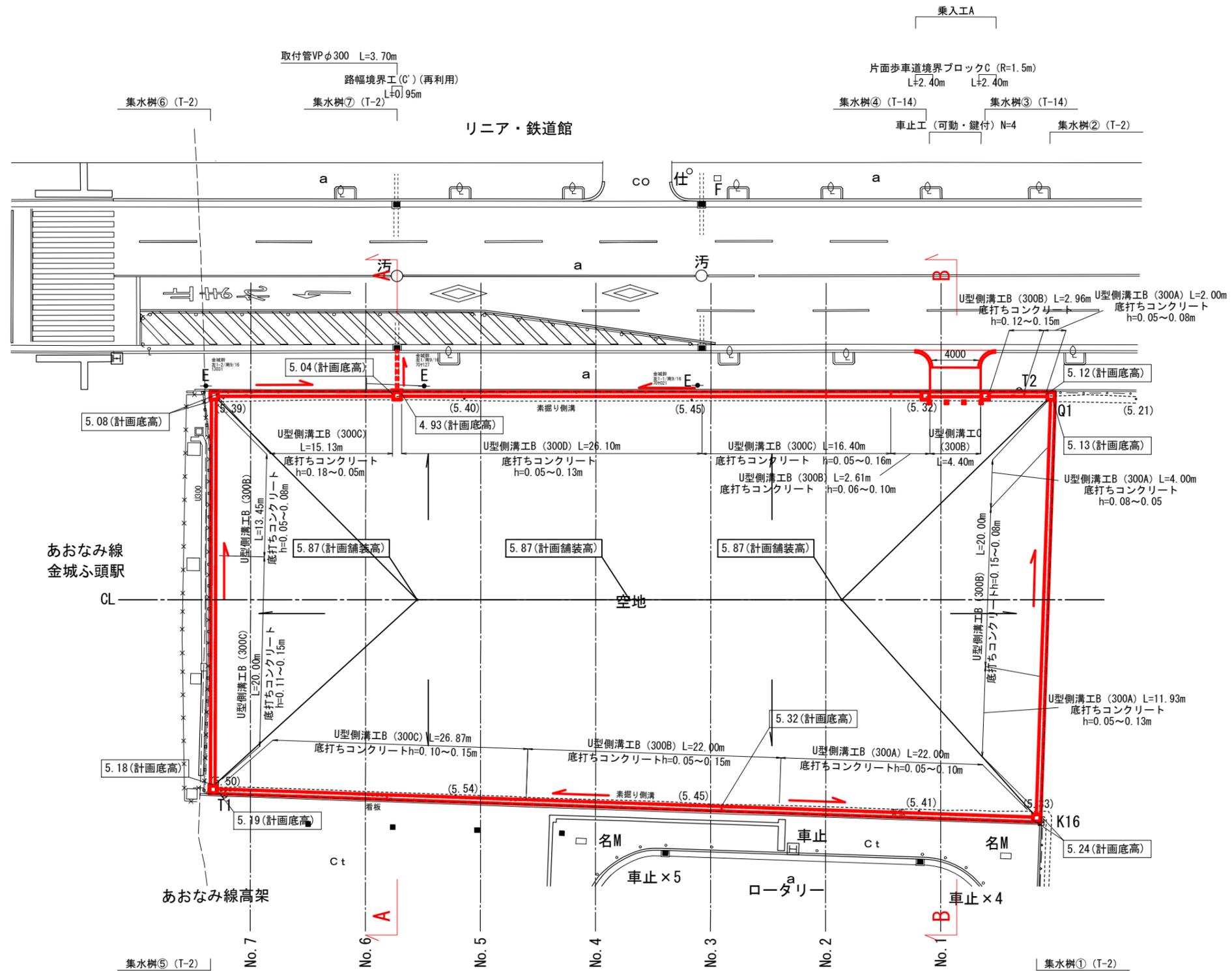
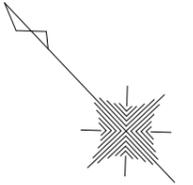
測点名	X座標	Y座標
K16	-105509.751	-28889.820
K19	-105551.123	-28931.913
K18	-105556.095	-28931.984
Q1	-105483.472	-28863.082

名M=名古屋港管理組合マンホール

測量種等	境界種等	行政区等	舗装種別等	道路施設	建物	公共施設	法面	構面	植生	その他
△	□	○	+	○	○	○	○	○	○	○
三	水	国	主	道	路	台	橋	基	準	点
角	準	多	角	多	角	準	点	基	準	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点

計画平面図

S=1:200 (A1)
S=1:400 (A3)

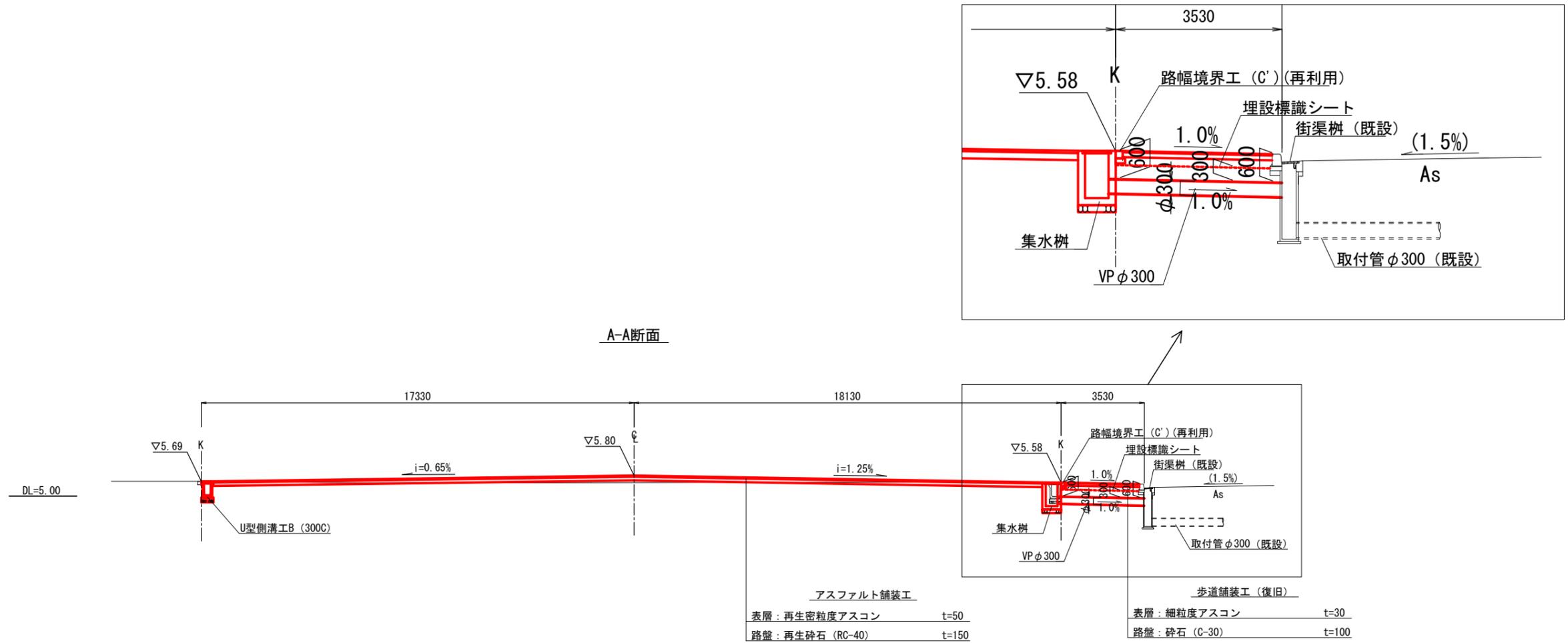


断面図

S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)

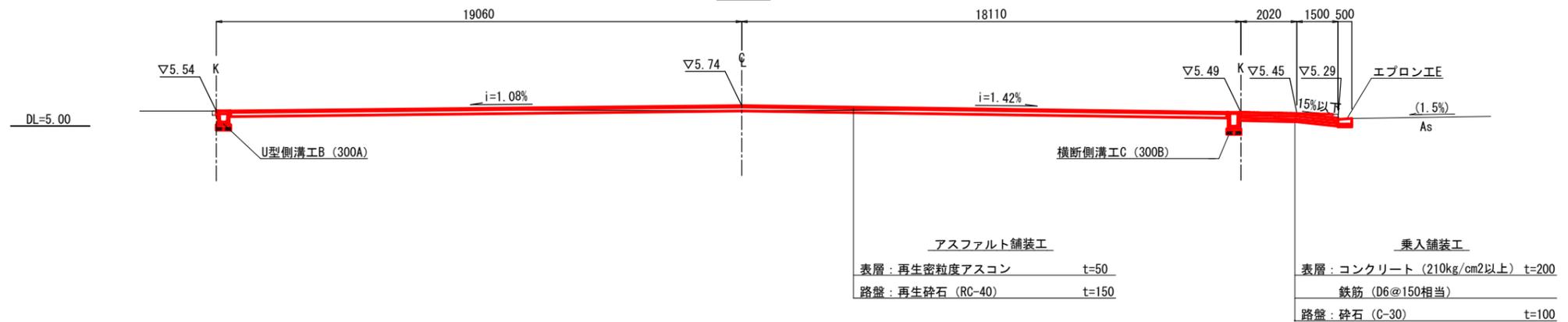
拡大図

S=1:50 (A1)
S=1:100 (A3)



B-B断面

No. 1

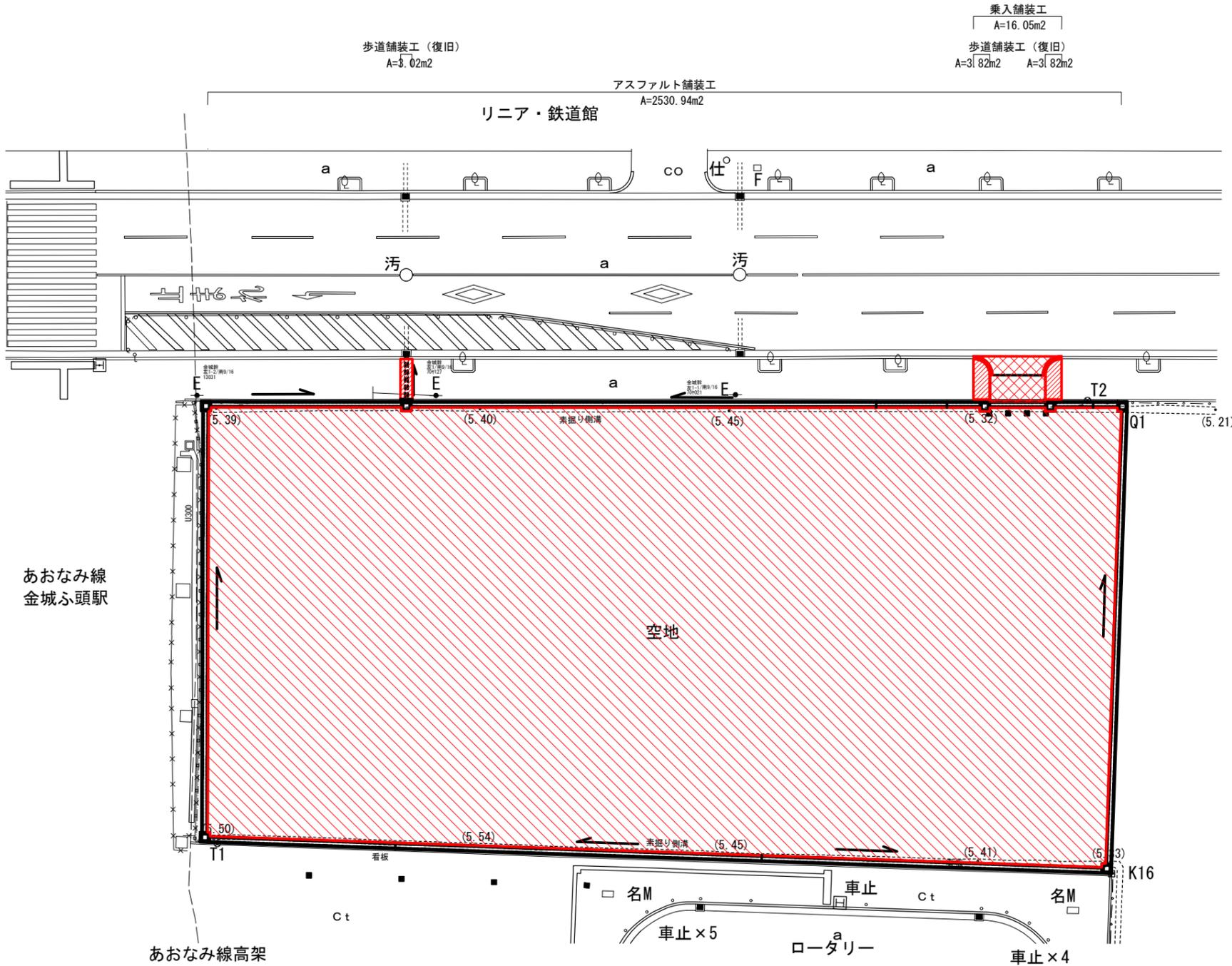
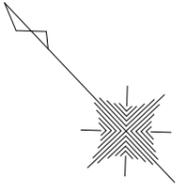


この横断面図は測量平面図からの読み取りにより作図したものであり横断面測量によるものではないことに留意すること。

工事名	金城ふ頭駅前事業用地整備工事		
工事箇所	港区金城ふ頭三丁目地内		
図面名	断面図		
縮尺	1:200 (A3)	図面番号	2 / 17
設計課公所	住宅都市局都市整備部名港開発振興課		

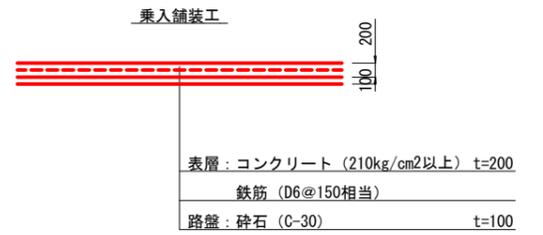
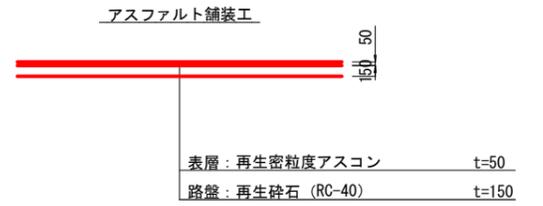
舗装平面図

S=1:200 (A1)
S=1:400 (A3)

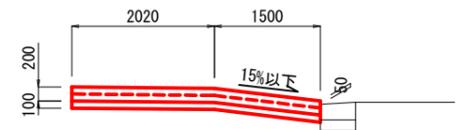


舗装構成図

S=1:50 (A1)
S=1:100 (A3)



乗入舗装工概略図



歩道舗装工 (復旧)



あおなみ線
金城ふ頭駅

あおなみ線高架

凡例	数量
	アスファルト舗装工 2530.9 m2
	乗入舗装工 16.1 m2
	歩道舗装工 (復旧) 10.7 m2

工事名	金城ふ頭駅前事業用地整備工事		
工事箇所	港区金城ふ頭三丁目地内		
図面名	舗装平面図		
縮尺	1:400 (A3)	図面番号	7 / 17
設計課公所	住宅都市局都市整備部名港開発振興課		

公有財産一時使用契約書（ひな形）

名古屋市（以下「貸付人」という。）と イベント事業者名（以下「借受人」という。）とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第25条に定める一時使用、以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 借受人は、一時使用物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（一時使用物件）

第2条 一時使用物件は、次のとおりとする。

種別	所在地番	地目	地積	備考
土地	港区金城ふ頭三丁目2番1の一部	宅地	2,000㎡	物件説明書のとおり

（指定用途）

第3条 借受人は、一時使用物件をイベントの運営のために使用しなければならない。

2 借受人は、一時使用物件を次の各号に定める用途に供し、又は供させてはならない。

(1) 政治的又は宗教的な用途

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者の事務所その他これに類するものなど公序良俗に反する用途

(4) 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、著しく近隣環境を損なうことが予想される用途

(5) その他、貸付人が公序良俗に反すると認める用途

(6) 第三者をして(1)から(5)の用途に使用させること

3 借受人は、一時使用物件の使用にあたり、事前に、事業計画書を貸付人に提出し、承認を得なければならない。また、事業計画書を変更する場合も、同様とする。

（一時使用期間）

第4条 一時使用期間は、令和6年9月1日から令和7年3月31日までとする。

2 契約の更新は、イベントの実施状況を踏まえて貸付人が必要と認める場合を除き、行わない。

（指定期日）

第5条 借受人は、令和6年10月1日までに、一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供さなければならない。

2 借受人は、やむを得ない事情により前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前に、詳細な理由を付した書面を貸付人に提出し、承認を得なければならない。

（貸付料）

第6条 貸付料は、月額金 _____ 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 _____ 円）とする。

- 2 第4条に定める一時使用期間に1か月未満の期間が生じた場合は、その月の貸付料の金額は、1か月を30日として日割計算により算出する。
- 3 貸付料の変更は、貸付人が必要と認める場合を除き、行わない。
- 4 借受人は、第1項に定める貸付料に取引に係る消費税及び地方消費税を加えた金額を、貸付人の発行する納入通知書により、納入期限までに支払わなければならない。納入期限は、次のとおりとする。

期間	納入期限	納入金額
9月分	8月末日	_____ 円（貸付料月額1か月分）
10月～12月分	9月末日	_____ 円（貸付料月額3か月分）
1月～3月分	12月末日	_____ 円（貸付料月額3か月分）

（延滞金）

第7条 借受人は、前条第1項に定める貸付料を同条第4項に定める納入期限までに支払わないときは、納入期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第33条第1項に定める割合により算定した額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を延滞金として貸付人に支払わなければならない。

（充当の順序）

第8条 借受人が貸付料及び延滞金を納入すべき場合において、納入された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

（財務調査等）

第9条 貸付人は、一時使用期間中いつでも、借受人に対し、財務諸表の提出を求めることができる。

- 2 借受人が、第6条第4項に定める納入期限までに貸付料を支払わないときは、貸付人は借受人に対し、借受人に関する資産状況の調査を求めることができる。
- 3 借受人は、前2項に定める貸付人の求めに対し、誠意を持って対応しなければならない。
- 4 貸付人は、第1項及び第2項により知りえた情報を、正当な理由なく第三者に知らせてはならない。
- 5 第2項の場合において、借受人は、貸付人が本件契約と同種の契約を借受人との間で締結している国又は地方公共団体と、借受人の債務の支払状況の情報を相互に取得することについて、予め同意する。

（契約保証金）

第10条 借受人は、貸付人に対して契約保証金として金 _____ 円（貸付料の総額の100分の10に相当する額。）を、貸付人が発行する納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。ただし、貸付人は、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を納付させないことができる。

- 2 前項に定める契約保証金については、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項に定める契約保証金については、利子を付さない。
- 4 借受人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が

生じたときは、貸付人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合において、貸付人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を借受人に書面で通知するものとし、借受人は通知を受けた日から30日以内に、契約保証金の不足額を貸付人に納付しなければならない。

- 5 前項の定めにかかわらず、借受人は、契約保証金をもって本件契約から発生する借受人の貸付人に対する債務の弁済に充当することを貸付人に請求できない。
- 6 貸付人は、本件契約が終了し、借受人から一時使用物件の明渡しを受けたときにおいて、借受人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した借受人の貸付人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から借受人の貸付人に対する一切の債務を控除した残額を借受人に還付する。
- 7 借受人は、貸付人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(届出事項)

第11条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、速やかに、書面により貸付人に届け出なければならない。

- (1) 借受人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき
- (2) 借受人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき
- (3) 一時使用物件が滅失又は損傷したとき
- (4) 一時使用物件において重大な事故又は紛争が生じたとき

(契約不適合責任)

第12条 借受人は、本件契約を締結した後、一時使用物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減免の請求又は損害賠償等の請求をすることができない。

(原状の変更)

第13条 借受人は、一時使用物件の原状を変更しようとする場合は、事前に、変更する理由及びその内容等を書面により貸付人に申請し、承認を得なければならない。

2 前項の貸付人の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 借受人は、貸付人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(物件保全義務)

第15条 借受人は、善良な管理者としての注意をもって一時使用物件及びその周辺の維持保全に努めなければならない。

- 2 前項の定めにより支出する費用は、すべて借受人の負担とし、貸付人に対してその償還等の請求をすることができない。
- 3 借受人は、悪臭、騒音、粉塵、振動、土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼしてはならない。

- 4 借受人は、イベントの運営に起因して臨港道路及び金城ふ頭駅前広場の交通に支障を来さないようにしなければならない。
- 5 借受人は、イベントの運営にあたり、利用者及び近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、速やかに、自己の責任において解決しなければならない。

(調査協力等義務)

第16条 貸付人は、随時、一時使用物件の使用状況を実地に調査することができる。この場合において、借受人は、これに協力しなければならない。

- 2 借受人は、各イベントの参加者数等の実績を、原則として、翌月10日までに本市に報告しなければならない。
- 3 貸付人は、借受人と協議のうえ、前項の情報を第三者に開示することができる。

(違約金)

第17条 借受人は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を違約金として貸付人に納付しなければならない。

- (1) 第3条第1項の定めに違反して、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したときは、金 _____ 円 (年間貸付料の100分の30に相当する額。)
 - (2) 第3条第2項の定めに違反したときは、金 _____ 円 (年間貸付料の100分の30に相当する額。)
 - (3) 第5条第2項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日に一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったときは、金 _____ 円 (年間貸付料の100分の10に相当する額。)
 - (4) 第13条第1項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件の原状を変更したときは、金 _____ 円 (年間貸付料の100分の30に相当する額。)
 - (5) 第14条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金 _____ 円 (年間貸付料の100分の30に相当する額。)
 - (6) 前条に定める調査協力等義務を怠ったときは、金 _____ 円 (年間貸付料の100分の10に相当する額。)
- 2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第18条 貸付人は、次の各号の一に該当する場合は、本件契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用物件を必要とするとき
- (2) 借受人が、第3条第1項の定めに違反して、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したとき
- (3) 借受人が、第3条第2項の定めに違反したとき
- (4) 借受人が、第5条第2項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日に一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったとき
- (5) 借受人が、第6条第4項の定めに違反して、貸付料の支払いを2か月以上怠ったとき
- (6) 借受人が、第13条第1項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物

件の原状を変更したとき

(7) 借受人が、第14条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき

(8) 借受人が、第15条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき

(9) 借受人が、第15条第3項から第5項までの定めに違反したとき

(10) その他借受人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき

(契約の失効)

第19条 天災地変その他貸付人借受人いずれにもその責を帰することのできない事由によって一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

2 前項の定めにより本件契約が失効した場合は、貸付人借受人相互に損害賠償の請求はしない。

(原状回復義務)

第20条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了するときは、借受人は、自己の費用をもって、工作物その他借受人が一時使用物件に附属させたものを撤去し、原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 借受人は、前項の定めにより一時使用物件を原状に回復したときは、直ちに、貸付人の検査を受け、承認を得なければならない。

3 本件契約が終了したにもかかわらず、借受人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、借受人は貸付人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、貸付人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(貸付料の清算)

第21条 本件契約が一時使用期間の途中で解除された場合において、その原因が第18条第1号及び第19条第1項によるときその他借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認める場合のほかは、貸付人は、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分を借受人に還付しない。

(損害賠償)

第22条 借受人は、本件契約に定める義務を履行しないために貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄)

第23条 借受人は、一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があっても、これを貸付人に請求することができない。

(契約の費用)

第24条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(疑義の決定)

第25条 本件契約に関して疑義があるときは、貸付人借受人協議のうえ、これを決定する。

(裁判管轄)

第26条 貸付人借受人の協議が調わず、訴訟を提起する場合は、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

印

借受人

印

記載例

入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛先)

名古屋市長 河村 たかし

個人の場合

(申込者)

住所
(フリガナ)
氏名

△△市××区☆☆丁目□□番▲▲号
ナゴヤ イチロウ
名古屋 一郎

法人の場合

(申込者)

住所
(フリガナ)
氏名

△△市××区☆☆丁目□□番▲▲号
ナゴヤカブシキガイシャ
名古屋株式会社
代表取締役 ナゴヤ イチロウ
名古屋 一郎

※法人の場合は、主たる所在地・名称を記入してください。

※押印は不要です。

入札案内書の内容を承知のうえ、下記のとおり入札の参加を申し込みます。

記

1 件名

金城ふ頭駅前イベント広場に係る土地の一時貸付

2 貸付物件

種別	所在地番	地目	地積
土地	港区金城ふ頭三丁目2番1の一部	宅地	2,000㎡

3 入札参加書送付先

〒0000-0000

住所 △△市××区☆☆丁目□□番▲▲号

氏名 名古屋 太郎

電話番号 000-0000-0000

<法人の場合> 名古屋株式会社 名古屋支店営業課 名古屋 太郎

入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛先)

名古屋市長 河村 たかし

(申込者) 住所
(フリガナ)
氏名

※法人の場合は、主たる所在地・名称を記入してください。

※押印は不要です。

入札案内書の内容を承知のうえ、下記のとおり入札の参加を申し込みます。

記

1 件名

金城ふ頭駅前イベント広場に係る土地の一時貸付

2 貸付物件

種別	所在地番	地目	地積
土地	港区金城ふ頭三丁目2番1の一部	宅地	2,000㎡

3 入札参加書送付先

〒

住所

氏名

電話番号

法人役員等に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社		
所在地	△△市××区☆☆丁目□□番▲▲号		
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	住所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	T・ <u>㊟</u> ・H 30・1・1	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・ <u>㊟</u> ・H 40・2・2	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 二郎	T・ <u>㊟</u> ・H 50・3・3	名古屋市中区栄四丁目1番8号
監査役	(トウカイ サブロウ) 東海 三郎	T・ <u>㊟</u> ・H 60・4・4	名古屋市港区港明一丁目12番20号
	()	T・S・H ・	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">  代表役員については、 法人登記簿に記載の 代表者住所を記載し、 その他の役員につい ては、現住所を記載す る。 </div>
	()	T・S・H ・	

※ 法人の役員について記載してください。

法人役員等に関する調書

商号又は名称			
所在地			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	住 所
	()	T・S・H ・	

※ 法人の役員について記載してください。

入 札 書

令和 年 月 日

(宛先)
名古屋市長 河村 たかし

(入札者) 住所
氏名 (フリガナ) 印

入札参加資格を有することを誓約し、入札案内書の内容を承知のうえ、下記のとおり入札します。

記

金額	入札金額								円
	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
金額									

- ※貸付料の月額を記入してください。
- ※取引に係る消費税及び地方消費税相当額(10%)を含む金額の110分の100に相当するものを記入してください。

件 名

金城ふ頭駅前イベント広場に係る土地の一時貸付

注意

- ① ボールペン又は万年筆を使用して、明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- ② 金額は訂正できません。金額以外の誤字又は脱字を加除訂正した場合は、その箇所に押印してください。
- ③ 金額は、アラビア数字(算用数字)を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- ④ 投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

委任状

令和 年 月 日

(宛先)
名古屋市長 河村 たかし

個人の場合 (申込者) 住所 **△△市××区☆☆丁目□□番▲▲号**
氏名 **名古屋 一郎** 印

法人の場合 (申込者) 住所 **△△市××区☆☆丁目□□番▲▲号**
氏名 **名古屋株式会社**
代表取締役 名古屋 一郎 印

※法人の場合は、主たる所在地・名称を記入してください。

私は、下記の者を代理人と定め、令和6年4月1日付けで公告のあった金城ふ頭駅前イベント広場に係る土地の一時貸付の一般競争入札に関する下記の権限を委任します。

記

- 1 代理人
住所 **△△市××区☆☆丁目□□番▲▲号**
氏名 **名古屋 太郎** 電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**
<法人の場合> **名古屋株式会社**
名古屋支店営業課 名古屋 太郎
- 2 委任する権限
 - ・ **入札書の記入**
 - ・ **入札書の投入**
 - ・ **開札の立会**
 - ・ **最も高い金額の入札者が複数あるときのくじ引き**

委任状保管： 住宅都市局まちづくり企画部 名港開発振興課	取扱 責任者	
------------------------------------	-----------	--

委任状

令和 年 月 日

(宛先)
名古屋市長 河村 たかし

(申込者) 住所
氏名 印

※法人の場合は、主たる所在地・名称を記入してください。

私は、下記の者を代理人と定め、令和6年4月1日付けで公告のあった金城ふ頭駅前イベント広場に係る土地の一時貸付の一般競争入札に関する下記の権限を委任します。

記

- 1 代理人
住所
氏名 電話番号
- 2 委任する権限

委任状保管： 住宅都市局まちづくり企画部 名港開発振興課	取 扱 責任者	
------------------------------------	------------	--

質問書

令和 年 月 日

金城ふ頭駅前イベント広場に係る土地の一時貸付について、次のとおり質問します。

氏名 法人の場合は、 名称及び担当者 の氏名	
連絡先	電話番号 () 電子メールアドレス ()
質問内容	

※質問内容については、入札案内書の何ページの〇〇についてなど、どこの部分に関する質問なのか、分かるように記載してください。

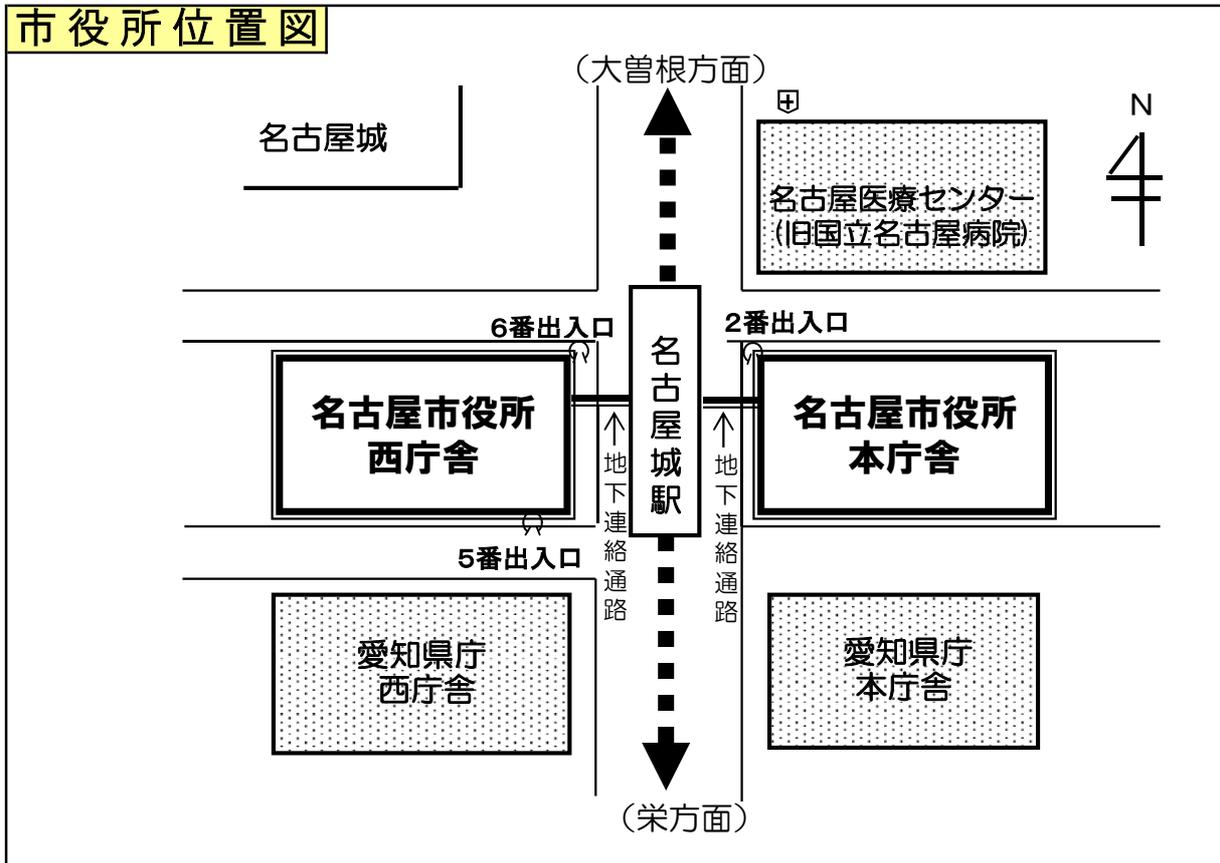
※質問内容欄が足りない場合は、適宜用紙を追加してください。

※電子メールアドレスは、本市からの電子メールを受信できるものを記載してください。

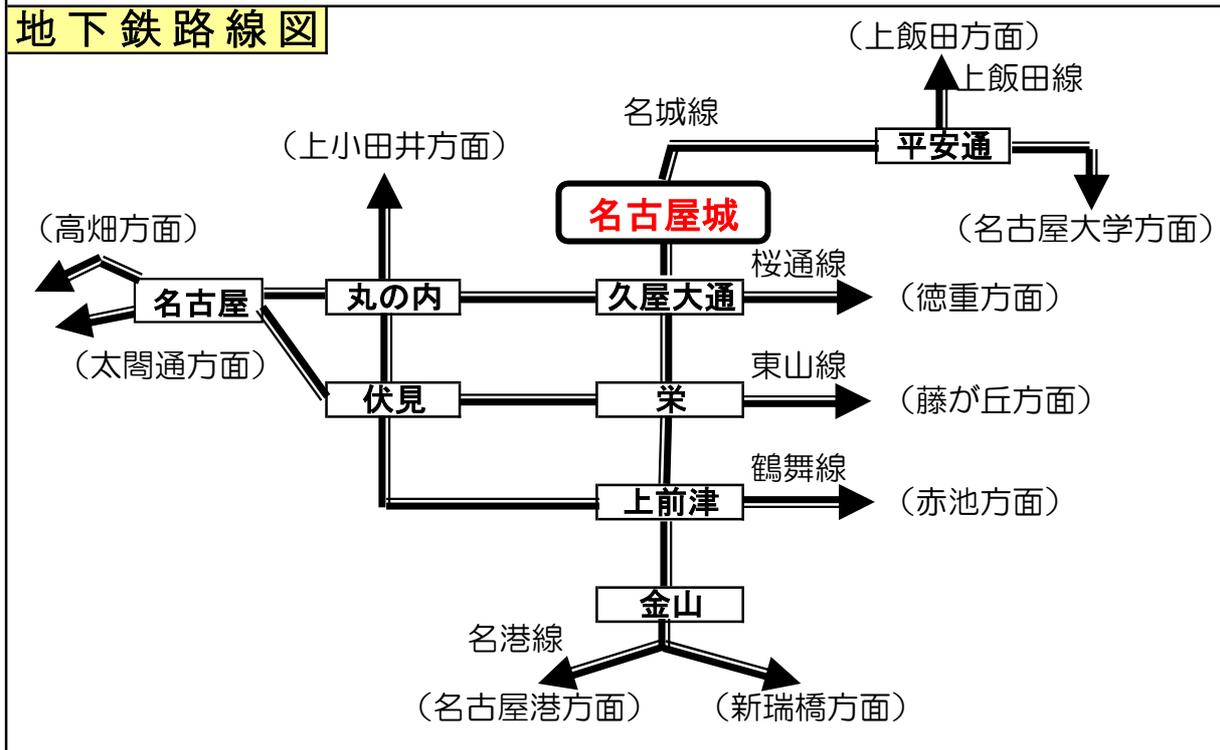
(送信先) 名古屋市住宅都市局まちづくり企画部名港開発振興課

電子メールアドレス：a3974@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

市役所位置図



地下鉄路線図



市役所を通る主なバス路線

- 基幹2(栄～市役所～引山・四軒家)
- 基幹2(名古屋駅～市役所～猪高車庫)
- 名駅14(名古屋駅～市役所～大曽根)
- 栄11(栄～市役所～平田住宅・如意住宅)
- 栄25(栄～市役所～名西橋・名塚中学)

お問い合わせは

午前8時45分から午後5時30分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部名港開発振興課 担当 富樫・山田

電話番号052-972-2777 FAX番号052-972-4161

名古屋市公式ウェブサイトから入札参加申込書、質問書などをダウンロードすることができます。

名古屋市公式ウェブサイトトップページ>事業向け情報>募集情報>その他の募集>住宅都市局からのお知らせ>金城ふ頭駅前イベント広場に係る土地の一時貸付